



岐阜県政記者クラブ加盟社各位

令和7年11月14日（金）岐阜県発表資料			
担当課	担当係	担当者	電話番号
砂防課	管理調整監 企画係	佐々木 伊藤	内線 4651 直通 058-272-8621 FAX 058-278-2755

急傾斜地法違反にかかる刑事告発について

郡上市内の急傾斜地崩壊危険区域において、知事の許可を得ずに制限行為（石の採取及び集積並びに土地の掘削）を行った者が、当該行為の中止及び是正工事にかかる措置命令を履行しなかったことを受け、本日、郡上警察署長に対して刑事告発を行いました。

記

1 被告発人

郡上市在住の70代男性

2 告発事実

被告発人は、令和6年10月21日付けで、下記①及び②を命ぜられたが、履行期限までに措置を講じなかつたことから、措置命令に違反したものである。

【急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（以下、「法」という。）第8条第1項違反】

＜行政処分（措置命令）の内容＞

- ① 制限行為をただちに中止すること
- ② 県に是正計画書を提出した上で是正工事を行うこと
(履行期限：令和7年10月31日)

3 罪名・罰条

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律違反（措置命令違反）

法第27条（法第8条1項違反）

※1年以下の拘禁刑又は10万円以下の罰金

4 今後の対応

今後も被告発人に対して、制限行為の中止及び是正工事の実施を指導する。

参考

○急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（抜粋）

（目的）

第一条

この法律は、急傾斜地の崩壊による災害から国民の生命を保護するため、急傾斜地の崩壊を防止するために必要な措置を講じ、もって民生の安定と国土の保全とに資することを目的とする。

（行為の制限）

第七条

急傾斜地崩壊危険区域内においては、次の各号に掲げる行為は、都道府県知事の許可を受けなければ、してはならない。（略）

- 一 水を放流し、又は停滞させる行為その他水のしん透を助長する行為
- 二 ため池、用水路その他の急傾斜地崩壊防止施設以外の施設又は工作物の設置又は改造
- 三 のり切、切土、掘さく又は盛土
- 四 立木竹の伐採
- 五 木竹の滑下又は地引による搬出
- 六 土石の採取又は集積 （略）

（監督処分）

第八条

都道府県知事は、次の各号の一に該当する者に対して、前条第一項の許可を取り消し、若しくは同項の許可に附した条件を変更し、又は制限行為の中止その他制限行為に伴う急傾斜地の崩壊を防止するために必要な措置をとることを命ずることができる。

- 一 前条第一項の規定に違反した者 （略）